

度にあった。官公庁職員の組合運動が活発になり、それが時には行政内容にまで影響するようになって、23年7月に国家公務員のストライキ禁止に関する一連の占領軍最高司令官の書簡が出され、公務員のストライキ禁止の法制化が検討された。その際、現業関係の公務員を一般公務員とは別扱いにすることになったが、特に国鉄と専売については公社制をとることを司令部が懇願した。当初、政府は消極的であったが、結局、公社制実施に踏みきり、専売事業審議会での検討によって公社制の内容を固めた。年内に日本専売公社法案が国会を通過した。もともと公社形態にしなければ運営できない性質のものでなく、事業運営がこれによって変更したわけではなかった。しかし、公社制にするためには、たばこ専売法、塩専売法、しょうのう専売法等の全面改正の必要があったので、12月に専売公社設立準備室を作って対策を進め、関係法律の改正を待って公社制へ移行した。ドッジ・ラインの実施で全面的に政策決定が遅れた影響を受けて、当初4月発足の予定が6月に延びた。

第7章 大蔵省機構の変遷

第1節 大蔵省設置法以前

終戦後の大蔵省の機構の変遷は、戦時体制から平時体制への切替えというよりは、占領政策即応の体制への転換というほうが適当であろう。行政機構がその時代の行政の必要に応じて作りかえられることは当然であり、戦時の特殊な時期が過ぎれば、戦前の平時の体制に戻る面をもつけれども、その点よりは占領行政に対応した面を多く示したとみることができる。しかし、それは単純に実現するのではなく、戦時体制からの転換と新しい条件の吸収とによって、かなり激しい変化を伴って実現するので、その変遷を時代を追って記述したのでは煩雑となるので、大蔵省設置法制定以前と以後とに二大別してまず概観し、次いで本省機構と外局、あるいは地方支分部局等に分けて、それぞれの細部の組織、機構の変遷にふれることにしたい。

終戦時の大蔵省の機構の概要をまず示そう。それはその5年前あるいは10年前とは非常に異なったものであった。太平洋戦争の熾烈な事情を反映して、行政事務を地方に移して簡略な機構にまとめられていた。本省機構は大臣官房と主計、主税、金融、国民貯蓄、外資の5局制で、官房長の制度はなく、金融局に次長が置かれていた。これら各局も課の数は少なく、太平洋戦争開始当時の機構に比して、きわめて簡略化されていた。地方機構は財務局、財務局出張所、税務署で、18年11月以降、税関は運輸省への移管で廃止されていた。財務局は総務、直税、間税、理財、経理、鑑定の6部制をとっていた。また外局には専売、造幣、印刷の3局があり、専売局には長官官房と煙草、塩腦の2部が置かれ、事務分掌のために地方専売局が設けられ、製作所、試験場、地方の工場、支局、出張所等が置かれた。造幣局には総務、製造、試金の3部、印刷局

には経理、労務、業務、印刷、抄紙の5部と酒匂、大手町、滝野川、彦根の4工場等があった。

終戦後、一部の課の新設、廃止、名称変更があったが、大きな動きは、20年10月の国有財産部の臨時設置と終戦連絡部の設置とで始まった。国有財産部の設置は軍の解体による陸海軍財産の管理のためであって、各財務局にも国有財産部が設置され、年末から21年初めにかけて、各地に財務局の管財支所、管財出張所が開設された。次いで20年11月には臨時に物価部が設置され、戦後の被占領体制整備が始まった。それまでは戦時の機構に必要な条件を積み重ねていたのであったが、21年2月と4月とに積極的な体制転換が実施された。すなわち、機構の平時体制への切替えと官制の根本的改正とである。

21年2月に大蔵省の機構は、本省が大臣官房と主計、主税、理財、銀行の4局、それに国有財産部、物価部および終戦連絡部の構成となり、金融局の事務は理財局と銀行局に分けられ、国民貯蓄局の事務は銀行局に、外資局の事務は理財局に集められた。これは、単なる平時への復帰ではない。対外金融の問題が司令部限りで処理されて、政府の介入する余地がなかったこと、預金部資金の運用が制限され、戦前のような機構が必要でなかったことを示していた。4月の官制の改正を先に示しておこう。官吏任用制度の柱となっていた勅任、奏任、判任の区分と書記官、事務官、理事官、司税官、属あるいは技師、技手の官職の体系は廃止されて、すべてが事務官、技官、教官に分けられ、それぞれが1級から3級に分けられたので、大蔵省の全官制もこの新しい体系に合わせて改正された。

21年6月には税関再開による税関官制の制定があり、外国人財産、閉鎖金融機関、在外財産調査、終戦処理費経理、賠償を扱うための特殊財務部の設置があり、月末には給与局の臨時設置が決まった。給与局は所管省の帰属に困って大蔵省の所管となったいわくつきのものであった。これらの新しい機関が占領下の行政遂行機関として、非常に困難と苦勞の多いものであったことは、それぞれの事項として説明したので再説は避ける。21年には、8月に経済安定本

部、物価庁設置に伴って物価部が廃止された。なおこの外に、戦時中に金融局に採用されていた次長制が、8月からまず理財局に復活し、9月に主計局にも置かれ、22年には、4月に銀行局、12月に主税局にも置かれた。このような特別な職は、22年7月に主計局の予算関係の8課について、4課ごとに第一部長と第二部長が置かれたことを付け加えておく必要がある。

21年には上述のような大きな動きがあって、それに伴う分課の変化がかなりはげしいが、それらは後の説明にゆずって、22年以後の大きな機構の変遷をみよう。22年には、4月に終戦連絡部が渉外部となり、国有財産部が国有財産局に昇格し、特殊財務部が管理局に昇格した。日本国憲法施行に伴う国家公務員法の制定で、官吏の任用等の制度は逐次変更されていったが、機構の面では、その後は特に大きな改革は加えられなかった。21年に続いて22年もかなり分課の変更があり、23年にもいくつかの変更が加えられたが、23年の大きな動きは、5月の行政委員会としての証券取引委員会の設置に伴う機構の改正と、7月の主税局の税関部、査察部、理財局の外資部、銀行局の検査部、管理局の財務部の各設置とそれに伴う次長制廃止とがある。

24年には6月に大蔵省設置法が施行されるので、設置法については節をかえて説明することにするが、たまたまドッジ・ラインの推進に際して、行政機構の圧縮整理が進められていたので、設置法はその整理結果を示すことにもなっていた。大蔵省でもこの機会に給与局と管理局が廃止され、給与局の事務はその一部を人事院に移し、残りを主計局の給与課と共済課とに引き継いだ。管理局の仕事は理財局と国有財産局に移し、この引継事務を加えて、国有財産局は管財局となった。

第2節 大蔵省設置法以後

昭和24年5月31日、法律第144号で大蔵省設置法が公布され、6月1日から施行された。設置法の制定は、国家行政組織法に基づいて、全官庁にわたって実施されたものであり、大蔵省だけの措置ではなく、またこれで大蔵省の機構を根本的に改変しようとしたものでもない。しかし、この措置によって、各官庁の事務範囲、事務権限を明確にし、行政事務、事業の能率的遂行を図ろうとしたのであり、大蔵省設置法に付随して制定された大蔵省組織規程とともに、大蔵省の組織が明確となった。そして関係法令が整理され、従来の分課規程が廃止された。さらに7月には大蔵省職員定数規程が公布され、大蔵省に置かれる職員の定数が、内部部局、附属機関、地方支分部局について、大蔵事務官、大蔵技官、大蔵教官、その他職員を通じて定められた。

大蔵省設置法（以下設置法と略称）は特に新しい機構の設定を目指したものではなかったが、ドッジ・ラインの実施という行政機構の改廃整理が進められた時期に際会していたので、設置法制定にあたって、管理局、国有財産局が廃止されて管財局が設置され、また主税局から離れて国税庁が新設され、専売局が日本専売公社として独立した。大蔵省に関連する機関として、専売事業審議会と関税率審議会が設置された。国税庁設置に伴う地方支分部局として国税局が作られて、財務局から分離し財務局は財務部となった。

設置法以後の大蔵省機構の変遷を見る前に、設置法の説明によって、24年6月の大蔵省機構の概略を示そう。設置法は全体を総則、本省、外局、職員、公団の5章に分け、総則では目的、設置、任務、権限を取り上げ、第3条で任務の事項を国の財務、通貨、金融、証券取引、造幣事業、印刷事業に分け、第4条でその事務遂行のための権限を50項にわたって明示した。この事務遂行機関として、第2章の本省で、内部部局として大臣官房と主計、主税、理財、管財、銀行の5局を置き、大臣官房に調査部、主税局に税関部、銀行局に検査部

（新設）を置いた。特別の職として財務官（渉外事務）、官房長、主計局次長（2人）を置いた。次に附属機関として18の審査会、審議会の設置を決めた。すなわち、関税訴願審査会、預金部資金運用審議会、外国為替管理審議会、政府貸付金処理審議会、関税率審議会、金審議会、特別融通損失審査会、投資及び担保証券審査会、産業設備営団損失審査会、国民更正金庫損失審査会、戦時喪失国債証券審査会、復興金融審議会、社寺境内地処分中央審査会、金利調整審議会、国有財産調整審議会、中央特定契約審査会、専売事業審議会、国民金融審議会である（また設置法の施行等に伴う法令の整理で、公認会計士審査会、公認会計士試験委員が設置された）。続いて本省の地方支分部局として財務部、税関が置かれ、財務部は全国に10（東京・大阪・札幌・仙台・名古屋・金沢・広島・高松・福岡・熊本）、税関は全国に6（横浜・神戸・大阪・名古屋・門司・函館）を配置した。

外局には証券取引委員会、国税庁、造幣庁、印刷庁を置き、国税庁には内部部局に総務、直税、間税、調査査察の4部を置き、地方支分部局として全国に11の国税局（財務局の区域中、東京を東京と関東信越に2分）と497の税務署を置いた。

なお、設置法制定によって従来と組織が変わった点を補足すれば、印刷局、造幣局が外局となって印刷庁、造幣庁となったこと、預金部資金運用委員会、戦時補償特別税審査委員会等の委員会、審査委員会名の諮問機関がすべて審議会あるいは審査会に改められた。また、設置法の附属機関として指定されたものの外に、件名ごとの法律によって設置された機関についても同様に変更された。

設置法の第5章の公団は酒類配給公団の存置を認めたものであったが、公団全般についてはすでに整理の過程にあり、特に大蔵省組織の基本として維持する体制にはなかった。公団の章は25年5月に削除された。

設置法制定後1年の25年5月に大臣官房調査部と理財局に次長各1人を置き、附属機関に財政制度審議会と資産再評価審議会を加え、財務部を財務局に

拡充し、国税庁に監察官制度を作り、国税庁協議団を置いた。各国税局にも国税局協議団を配置した。附属機関の中から外国為替管理審議会、政府貸付金処理審議会、金審議会、投資及び担保証券審査会、戦時喪失国債証券審査会、国有財産調整審議会、公認会計士審査会、公認会計士試験委員を削除した。これら附属機関は、戦時、戦後の設置目的を果たして廃止されたものが大部分であったが、公認会計士試験委員については、公認会計士法の改正で公認会計士試験審査会を設置したことに対処したものであった。

26年には、4月に国税庁の機構を改めて、総務部を廃して長官官房を置き、総務部で扱っていた徴収事務を扱う独立の部として徴収部を置き、長官を補佐する次長制を布いた。

第3節 本省機構の変遷

大蔵本省の機構は終戦後のわずかの期間にかなり大きく改変されるが、それは戦時から平時への体制切替えにとどまらず、占領政策に対処した行政体制の推移を示すものであった。21年2月改正は体制的な戦時から平時への転換措置であるが、それにいたる約半年の応急体制の推移をまず見よう。

終戦後の第一着手は、大臣官房の戦時施設課を廃して庶務課を置いたことで、この8月中には続いて大蔵省官制の改正で大蔵省顧問制度を復活して、2年を期限として若干人の設置を定め、戦後対策についての協議を求める体制を整えた。9月に入ると大臣官房に官房長を置いて大臣補佐の体制を強め、続いて外資局の管理課の事務の一部を外して為替課を設け、さらに金融局の資金統制課を産業資金課と改称した。

積極的な戦後対策は10月の国有財産部と終戦連絡部の設置に始まる。国有財産部には総務、第一管理、第二管理の3課が置かれた。11月には大臣官房の営繕課が廃止され、続いて物価部の設置があった。物価部には、第一、第二、第三の3課が置かれた。12月には外資局に賠償課が置かれた。これらの推移は新事態に対する応急措置を示していた。

21年2月の大蔵省官制改正で、本省機構は大臣官房と主計、主税、理財、銀行の4局と国有財産部によって組織される平時体制に復した。そして、それにあわせて行政整理が行われ、組織の簡素化が進められた。大臣官房は秘書、文書、会計の3課として企画課と庶務課を廃し、官房長を置く体制をとった。主計局は予算、審査、司計の3課制をとって、従来の第一、第二、第三の名称を改めたが、主税局は従来通り第一、第二、第三の課制を引き継いだ。理財局は金融局と外資局の事務の一部を引き継いで、国庫、経済、外資、賠償、調査の5課制をとり、銀行局は金融局の一部の事務と国民貯蓄局の事務を引き継いで、銀行、特殊金融、保険、国民貯蓄の4課制をとった。国有財産部の分課は

従前どおりであった。本省機構には、この外に終戦連絡部と物価部とがあった。主計、主税両局の機構はもともと大きく変化する性格のものではないが、対内対外金融に関連する部局は大きく転換して、戦時体制を解いた。大蔵省の平時体制への復帰は6月の税関復活で一応整備されるが、その前後に次々と戦後の緊急事情が起こり、分課を変えた。

まず4月には、金融緊急措置に対処して銀行局に監査課が設置され、5月には、税関再開を前に主税局に関税課を置くことで、主税局の分課を国税第一、国税第二、関税、經理の4課制に改めた。6月では、まず特殊財務部の設置を取り上げなければならない。賠償等の業務を扱うので、理財局の賠償課を外してこれに移し、賠償、管理、外国財産の3課を置いたが、理財局については新たに特殊会社整理課を置くことにした。続いて下旬に臨時設置された給与局には第一、第二、第三の3課が置かれた。財閥解体等の事務の急増に対処して、8月末には理財局の持株会社整理課を制限会社第一課、制限会社第二課に拡充し、この2課と経済課の事務処理のために理財局に次長が置かれることになった。また興銀に復興融資部を設けて復興金融対策を開始したので、銀行局に復興金融課を設置した。なお、この8月には物価部が経済安定本部に移管されて、物価庁となっている。9月には22年度予算編成と憲法改正に伴う法令整備のために主計局の体制強化が図られた。従来3課制を予算、司計、法規、企画の4課制とし、さらに予算担当として第一から第七までの主計班を置き、次長を置くことにした。さらに11月には、財務局の機構整備に合わせて大臣官房に地方課が置かれた。

22年に入ると、4月下旬に国有財産部の国有財産局昇格、特殊財務部の管理局への拡充があるが、これに先だって、2月に特殊財務部の賠償課が総務課と財務課とに拡充された。また4月には銀行局に監査課が置かれて金融機関の監査が強化され、監査課と国民貯蓄課の事務管理のために次長が置かれた。さて国有財産局昇格についてみれば、分課は賠償業務課が加えられて4課制となり、管理局設置にあたって、分課は外国財産課が外国財産第一課と外国財産第

二課に二分され、さらに閉鎖機関課を加えて6課制となった。続いて7月に入って主計局と主税局の機構拡充があった。主計局については企画課を総務課と調査課に改め、主計第一班から主計第七班までの体制を解いて第一課から第八課までに拡充し、第四課までを総括する第一部長と第五課以下を総括する第二部長とを新たに置いた。また主税局では監理課と職員課とを新設した。8月には理財局の分課改正が行われ、制限会社第一課、同第二課を制限会社課に統合し、外資課を外資第一課と外資第二課に分けた。この外資課の拡充はさらに11月に強化されて為替第一、為替第二、為替第三の3課に改められた。12月末には主税局の監理課が監理第一課と監理第二課とに拡充され、両課の統轄のために次長が置かれた。また給与局に第四課が増設された。22年を通じてみると、官房を除くすべての部局の機構が拡充されたわけであるが、このような機構の拡充は23年にも続いた。

23年2月に理財局の証券課を証券第一課と証券第二課として証券取引法の実施に備え、4月には同じく調査課を調査部に拡充して次長を置き、銀行局に資金課を設置して、預金部資金の管理にあてた。理財局の分課については、5月に証券取引委員会が設置されたので、証券第一課と証券第二課が委員会に移され、両課が削除された。

23年7月には主計、主税、理財、銀行、管理の5局を通じて組織を改め、部制を拡大した。すなわち、主計局では第一課から第八課にいたる課制を廃して主計官を置くこととし、主税局ではまず監理第一課、監理第二課を総括する監理部を設置して従来次長を廃し、関税課を税関業務課と税関調査課に拡充し、この2課を総括する税関部を設置し、新たに査察部を設置した。また理財局では、為替第一、為替第二、為替第三の3課を企画、管理、為替の3課に再編成して、これを外資部にまとめた。さらに、銀行局については監査課を廃して検査部を設置し、従来次長を廃した。そして資金課を預金部資金課と改称した。管理局については監査課を新設し、財務第一、第二の2課と合して、3課を総括する財務部を設置した。

21年の平時体制転換に際して実施された機構の縮小も、その後の政策上の必要で再び拡充に移り、23年までは機構拡充の一途で、21年2月の官房と4局の体制は、臨時的組織を含めて官房と7局となり、分課についても、理財局の5課が最も大きかったのが、23年末には官房は4課、主計局は2部4課、主税局は3部9課、理財局は2部6課、銀行局は1部6課、国有財産局は4課、管理局は1部8課、給与局は4課という大きな組織になった。

23年12月に発表された経済9原則の第一は予算の均衡確保で、それは経費の節約を条件としていたから、機構整理も当然の課題となった。そして24年6月の大蔵省設置法、大蔵省組織規程の制定に際して機構の縮小が実施され、局課の統合廃止がかなり大幅に行われた。大蔵省組織規程（以下、組織規程と略称）による分課等の説明で、この機構整理の概要を示そう。大臣官房は秘書、文書、会計、地方の4課と理財局から移した調査部を加え、さらに日本専売公社の発足に対処する日本専売公社監理官室を新設した。なお調査部に専門調査官3人以内を置くことにした。主計局は総務、司計、法規、給与、共済の5課と主計官13人以内を置くことにした。すなわち、調査課を廃し、給与局の廃止に伴う残余事務を給与、共済の2課に引き継いだもので、この改組に当って、従来の1次長、2部長を整理して次長2人とした。次に主税局は税関部と税制、調査の2課として、税関部には業務、調査統計の2課を置くこととして組織は著しく小さくなったが、これは国税庁が新設されたことによるものでもあった。理財局については、従来の6課を国庫、経済、外資、為替の4課に縮め、管理局の廃止に伴って特殊財務第一、特殊財務第二、管理の3課を引き継ぎ、さらに新しく見返資金課を置いて8課構成となった。管財局は国有財産局の各課を総務、国有財産第一、国有財産第二、賠償の4課として引き継ぎ、管理局の3課の事務を外国財産、閉鎖機関の2課として引き継いで6課構成となった。銀行局は新しく総務課を置き復興金融課を廃した。

この局課の整理によっても、21年2月の機構のように縮小することは到底望みうるものではなく、ドッジ・ラインの遂行に必要な事務処理のために、かえ

って組織の拡充が求められた。まず24年9月に理財局で外資課を廃し、特殊財務第一課と特殊財務第二課を特殊財務課に統合するとともに総務課と外債課を置いた。25年に入って、3月に管財局の閉鎖機関課を閉鎖機関第一課と閉鎖機関第二課とに拡充して閉鎖機関管理官を置くこととし、4月には公団清算室を置いた。この4月には銀行局の検査部を拡充して管理、審査の2課を置き、24年に20人内の設置を決めた金融検査官を100人内に増員した。5月には理財局の特殊財務課を廃し、為替課を為替政策課と為替審査課に改め、また7月には、24年6月に1人設置を決めた副財務官を2人に改めた。なおその後、26年5月にはさらに3人に増員した。続いて26年4月に、資金運用部資金法の施行に対処して、銀行局の預金部資金課を資金運用課とし、7月には主税局税関部に監査課を追加し、関税調査官を置くこととした。27年に入って、4月に管財局の分課を整理して、外国財産課を外国財産管理課と外国財産補償課に拡充し、閉鎖機関第一課と閉鎖機関第二課とを閉鎖機関課に縮小し、閉鎖機関管理官を廃した。

第4節 外局および地方部局の変遷

本章の初めにも示したように、終戦後の大蔵省の機構はかなり激しく変わっているが、それは単に局課の改廃等に止まらず、機構としての考え方が大きく変わっている。講和発効後の27年8月の機構の確定で、組織は大蔵本省と外局としての国税庁という2本柱となり、大蔵本省が内部部局と附属機関、地方支分部局となって、造幣局、印刷局は附属機関、財務局、税関は地方支分部局という体制に固まったが、この形になるまでに、24年6月以降は造幣、印刷が庁として外局の一部であった。このような本省、外局という名称は24年6月に定められたものであるから、ここでは、一応それぞれの機関ごとの説明によって組織体制の推移をみてゆきたい。

1 財務局の変遷—地方支分部局の改廃

財務局はまさに本省の地方支分部局に当るものであった。財務局の組織は21年11月に大きく変革したが、組織体系としては変わらなかった。しかし、24年6月に国税徴収関係が国税局として分離して財務部に縮小され、税務署も財務局長の監督権限から離れて、財務局長は財務部長になった。その後、25年から財務部は財務局に拡充されたが、かつての財務局とは事務内容が大きく異なるものとなった。

まず終戦時の財務局の組織をみよう。終戦直前の20年5月に総務、直税、間税、理財、経理、鑑定の6部制をとり、総務部には総務、監察、戦時施設の3課、直税部は第一、第二、第三、特別調査の4課、間税部は第一、第二、第三、技術の4課、理財部は融資、資金統制、監理の3課、経理部は徴収、会計、国有財産、庶務の4課で、直税部では調査課、間税部では監視課の設置が必要のある局について認められていた。

終戦直後、8月に本省の組織替えに合わせて、総務部の戦時施設課は厚生課

に、理財部の資金統制課は産業資金課に改められ、次いで10月には、本省の国有財産部臨時設置に即応して臨時に国有財産部が置かれ、総務、第一管理、第二管理の3課が設けられた。国有財産部の設置は旧陸海軍財産の管理引継ぎに対処するものであったから、それらの財産所在地に管理機関を置く必要があり、11月から翌21年2月にかけて各財務局に管財支所および管財出張所が設置された。設置の順に各局の出張所数を示すと、札幌20、大阪15、仙台19、名古屋34、広島16、高松6、熊本43、東京27、合計180に及んだ。21年2月にこの国有財産部設置に即して分課規程を改め、経理部の国有財産課を廃してその事務を国有財産部の総務課に移し、国有財産部を分課の組織に加えた。本省機構の平時体制切替は21年2月に実施されたが、財務局については21年11月に機構整理が行われた、総務部は東京、大阪2局にだけ置かれ、他は局長官房として、分課は従前通りとし、理財部の産業資金、監理の2課を廃して主計、理財、金融の3課を置き、財務局の支局、出張所を地方部、管財支所、出張所に改めて、地方部には理財、主計の2課を置くことにした。22年には、3月に地方部の業務に預金部資金の運用経理を加えて、4月には仙台、札幌、高松の3局を除く各財務局の国有財産部に賠償業務課が置かれ、8月には財務局地方部の分課を主計、理財、管財第一、管財第二の4課とし、別に所要の地に総務課と管財第三課の設置が認められた。そして10月には大阪局の理財局に経済調査課が置かれた。

財務局の機構拡充は23年7月に行われた。分課規程が全面改正されて、総務、直税、間税、国税査察、理財、国有財産、経理、鑑定の8部構成になり、総務部は人事課を加えた総務、人事、監察、厚生 of 4課とし、別に文書課、養成課の設置が認められ、直税部は第一、第二、第三の3課と別に調査課の任意設置とし、特別調査課が廃止され、間税部は第一、第二、第三の3課と別に技術課を任意設置として、監視課が廃止され、新設の国税査察部には課を置かず、各財務局を通じて国税査察官500人内が置かれた。理財部は従来の4課構成を主計、理財、金融、融資の4課として引き継ぎ、東京、大阪、名古屋の3

局に総務課を、大阪局に経済調査課を置き、金融課には各財務局を通じて金融検査官88人内を置いた。国有財産部は従来の組織をそのまま引き継ぎ、経理部は庶務課を廃し統計課を新設して、徴収、会計、統計の3課とし、別に徴収第二課、営繕課の任意設置を認め、鑑定部についても第一課、第二課の任意設置を認めた。国税査察部の設置は税務機構の強化に対応するもので、22年に続いて税務職員的大幅の増強が行われるが、それらについては後述する。財務局地方部の機構も従来どおりであった。23年12月に財務局は従来の8局に、新たに関東信越、金沢、福岡の3局を加えて11局となった。すなわち、東京局は東京都と神奈川、千葉、山梨の3県を管轄区域として他を関東信越財務局に移し、大阪局の福井、名古屋局の富山、石川の3県を一括して金沢財務局の管轄区域とし、熊本局の福岡、長崎、佐賀の3県を新たに福岡財務局の管轄とした。

24年6月の大蔵省設置法施行に際して、国税庁が発足し、財務局の事務の中から徴税関係は国税局に移り、財務局は財務部に縮小したから、国税庁の関連部門は後にゆずって、財務部の組織をみよう。設置法によって、財務部は、従来の財務局のうち関東信越局の区域を東京局に合して全国に10部を置くこととし、組織規程によって、その分課を、総務、経理、主計、理財、金融、融資、管財第一、管財第二の8課とした。すなわち、従来の財務局から直税、間税、国税査察、経理、鑑定の各部を除き、理財、国有財産両部の業務を各課に配分したものであった。そして管財第三課を東京、大阪、仙台、名古屋、広島、福岡の各財務部に、賠償業務課を賠償課と改称して東京、大阪、名古屋、広島、福岡、熊本の各財務部に、業務課を東京財務部に置くこととした。これまで、地域による分課の組織についてはなるべく同一の体制をとっていたが、組織規程は課の設置をそれぞれの地域における必要に即して異にすることを明示することにした。このような地域性を認める体制は税関、国税局についても取り上げられ、その後の機構の改編に際してさらに強調されるようになった。組織規程では、金融検査官の設置については従来どおりに引き継いだ。新しく証券検査官20人内の設置を認め、また東京、大阪両財務部には次長を各2人、その

他では次長をそれぞれ1人置くことを定めた。

また、この組織編成替えて財務局地方部は財務部支部となり、分課は従来どおりであったが、総務課、管財第三課を置く支部が組織規程の別表で明示され、総務課を置く支部は横浜以下20支部、管財第三課を置く支部は横浜以下14支部であった。管財第三課を置く支部は東京財務部の管轄下に6もあったが、札幌、金沢、高松の各財務部にはなかった。なお旧陸海軍施設管理のための管財支所は、東京7、大阪2、仙台4、名古屋7、広島5、福岡4、熊本4、計33、出張所は東京24、大阪10、札幌12、仙台6、名古屋7、金沢3、広島7、高松5、福岡8、熊本10、計92が置かれた。

このように再編成された財務部の組織は、25年1月に東京の次長を3人に増員したのち、同5月には財務部を財務局とし、財務部支部を財務部に変更するとともに、局の名称をその所在地名から地域名に変えて、東京財務部を関東財務局と改称することにして、国税局との呼称混乱を避けることにした。そして証券検査官を20人内から64人内に、26年5月にさらに72人内に、金融検査官も88人内から160人内に増員して監督体制強化を図った。この部から局への機構強化に合わせて、26年5月から財務局に局長官房（関東のみ総務部）と理財、管財の2部を設け、総務、経理の2課を局長官房に、主計、理財、金融、融資の4課を理財部に、管財第一、管財第二の2課と新設の徴収課とを管財部に配し、関東局以下6局の賠償課を廃して、関東、近畿、東海、中国、北九州の5局に管財第三課を、関東財務局に業務課を置いた。

2 国税徴収機構の拡充過程

大蔵省設置法の施行はドッジ・ラインによる行政整理の実施に合わせて行われたが、他の部門とは別に国税徴収の機構は拡充強化され、国税局の設置、さらに税務署の機構等は、それ以前からの強化の方向が持続され、特別の職務の設置も加えられた。まず、国税庁、国税局の組織の推移を示し、次いで、終戦後の税務署の組織等の推移をみよう。

国税庁には総務、直税、間税、調査査察の4部が置かれたが、総務部には監督官室、監察官室のほか総務、人事、会計、広報、徴収の5課を置き、監督官60人内、監察官60人内を置くことにした。直税部には所得税、法人税、相続税の3課、間税部には酒税、消費税の2課、調査査察部には調査、査察の2課を置き、調査課に国税調査官25人内、査察課に国税査察官50人内を置くこととした。

25年には、4月に直税部の相続税課を資金税課に改めたのち、6月には総務部に臨時に価格差益課を置き、直税部に直税実査官50人内を、間税部に間税実査官30人内を置くことにし、調査査察部の国税調査官25人内を30人内に改めた。そして26年4月には総務部を長官官房に改め、次長制をとるとともに、総務部の徴収課、価格差益課と新設の管理課とによる徴収部が設置された。そして8月には監督官60人内が40人内に縮減された。

国税庁は新しい組織であったが、国税局は従来の財務局の徴税部門を引き継いで組織強化されたものであり、特別の職の設定を除けば、従来の組織を踏襲した。すなわち、総務部は総務、人事、監察、厚生、の4課と、従来の鑑定部を鑑定官室として引き継いで組織し、各局を通じて鑑定官45人内を置き、直税部は、第一、第二、第三の名称に替えて、所得税、法人税、相続税の3課とし、各局を通じて国税検査官100人内を置き、間税部は、第一、第二、第三の名称に替えて、酒税、消費税、取引高税の3課とし、技術課を東京、関東信越、大阪、名古屋、広島、の5局に置き、各局を通じて国税検査官70人内を置き、調査査察部には新しく調査課と査察課を置き、各局を通じて国税調査官575人内を新設し、国税査察官500人内を450人内に改めた。経理部は従来どおりの徴収、会計、統計の3課としたが、東京、関東信越、大阪、名古屋の4局は徴収第一課と徴収第二課とし、この4局と仙台、広島、福岡、熊本の4局とに営繕課を置き、各局を通じて国税徴収官300人内を置くことにした。

25年5月に経理部を徴収部に改めて管理課を新設するとともに、会計、統計、営繕の3課を総務部に移し、総務部の鑑定官室を間税部に移し、間税部の

取引高税、技術の2課を廃止して監視課とした。6月には国税調査官575人内を970人内に、国税徴収官300人内を1,200人内に増員し、10月には国税調査官を1,420人内に増員したが、26年8月には国税徴収官を400人内に減じた。なお、26年4月には総務部の監察課を考査課に改めた。

税務署の組織は特に大きな変化がなく、直税、間税、庶務の3課構成が、23年7月から総務、直税、間税の3課構成に改められ、総務課長が副署長の地位を得たことだけであった。しかし、徴税機関としての税務署は講和発効までの約7年間に大きく変容している。それは税務署の数と税務職員の数の変遷に端的に示されている。19年に396であった税務署の数は、戦災による消滅で、20年8月には374に減じたが、22年7月に27署、同8月に差引き54署、23年4月に1署、同12月に差引42署を増設して、戦災消滅の税務署を復活するとともに徴税体制を整備した。24年5月に1署を減じて総数を497とした。

税務職員の終戦時における定数は司税官366、司税官補103、属1万0,544、計1万1,013で、ほかに技手87を加えて総勢1万1,100であった。21年2月の行政整理で司税官を339、属を8,608に減じて総勢は9,137となった。21年4月の官制改正で司税官は2級事務官、司税官補と属は3級事務官、技手は3級の技官となったが、21年9月に財産税等の徴収に備えて2級事務官を438、3級事務官を9,373に増員したのち、22年の増加所得税の賦課、申告納税制の創始、インフレ利得者等の所得把握、滞納整理等のために、22年6月に税務職員の大幅増員が実行された。すなわち、2級事務官の定数は約10倍して438から4,399に、3級事務官の定数は倍増して9,373から2万0,629に改められた。その後23年2月には人員整理で2級事務官167、3級事務官を813を減じて、それぞれ4,232と1万9,816に改められたが、国税徴収強化のために、同年9月には再度大増員が行われ、定数は2級事務官を6,007、3級事務官を3万1,239に改めた。このような増員によって、定数外の職員を合わせて、24年当初の税務職員実数は約5万7,000となり、24年6月施行の行政機関職員定員法では、国税庁の定員は6万0,495と定められた。大蔵省職員定数規程（以下、定数規程と略称）に

よって、税務署は5万3,899と定められたが、その後25年7月に国税局の定数を増加して、税務署の定数を5万0,917に減じ、国税庁全体で6万1,700に増加した。これが戦前戦後を通じて最大の国税関係職員数となった。翌26年12月には、全面的な職員の整理で、税務署の職員定数を4万3,939に減じ、国税庁全体でも5万2,020に縮減した。

3 税関の機構の再建

21年6月の税関再開にあたって、税関の機構は、税関、税関支署、出張所、監視署、支署出張所、支署監視署と定められた。税関は、横浜、神戸、大阪、名古屋、門司および函館に置かれ、その内部の組織は税関長官房と監視、業務、鑑査の3部からなり、税関長官房には庶務、会計、養成の3課、監視部には警務、審理、貨物の3課、業務部には輸出、輸入、統計の3課、鑑査部には輸出鑑査、輸入鑑査、調査の3課がそれぞれ置かれた。

税関のこの分課は、その後同11月に横浜税関に外国小包郵便課の設置を加え、22年11月に大阪、門司両税関にも同様の措置を加えたにとどまったが、24年6月の設置法制定に際し、組織規程で、税関長官房に官房主事を置くとともに、分課を秘書、文書、会計の3課に改め、監視部に旅具課を加えて4課とし、さらに横浜、神戸、門司の3税関には旅券課を置き、鑑査部に特設した外国小包郵便課を神戸税関にも設けた。続いて8月には名古屋、函館両税関にも旅券課を置くことにして、旅券課設置を本則として監視部を5課構成に改め、また各税関を通じて30人内の入国監理官を置くことにした。翌25年1月には業務部に為替課を設置して4課構成に改め、4月には入国監理官を60人内に倍加し、5月には横浜・神戸両税関の監視部に次長を1人ずつ置いた。11月には入国監理官を120人内に倍加した。26年5月には鑑査部の輸入鑑査課を輸入鑑査第一課、輸入鑑査第二課、輸入鑑査第三課に分け、鑑査部を5課構成に改めたが、大阪、名古屋、門司の各税関には輸入鑑査第三課を置かず、函館税関では、分課せずに輸入鑑査課だけとした。またこの際、各税関を通じて関税鑑査

官18人内を置くことにした。26年11月に監視部の旅券課および出入国監理官(入国監理官の名称変更)を廃止した。28年2月には、横浜、神戸の監視部の警務課を陸務課および海務課に分けた。

21年6月の税関再開に際して、全国6税関の設置とともに税関支署、出張所、監視署の設置が定められ、大蔵省令第66号、第67号によって公布された。これら諸機関は、その後24年6月の組織規程公布までに21年11月、22年5月、同9月、24年5月と改廃を重ねたが、それらは機関の増設か、出張所、監視署の支署への切替えであり、組織強化の方向を示すものであった。この方向は組織規程制定後も続き、25年5月に監視署の設置、廃止があり、同8月には羽田飛行場を区域とする羽田支署が横浜税関に置かれた。21年6月以降の支署、出張所、監視署の税関別の数は第7-7表のとおりである。

第7-7表 税関別の支署等推移

年月	横 浜			神 戸			大 阪			名 古 屋			門 司			函 館			計		
	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署	支 署	出 張 所	監 視 署
21. 6	3	8	7	7	8	15	4	9	6	3	1	3	9	16	33	9	3	4	35	45	68
21.11	3	8	9	7	8	20	4	10	8	3	1	5	9	16	37	9	3	10	35	46	89
22. 5	4	7	11	8	8	25	5	9	10	3	1	7	10	15	41	10	2	13	40	42	107
22. 9	5	7	10	11	7	25	5	10	9	3	1	7	11	17	40	10	2	13	45	44	104
24. 5	5	7	10	11	7	25	5	10	9	3	1	7	11	17	40	10	2	13	45	44	104
25. 5	5	7	10	11	7	25	5	10	9	3	1	8	11	17	40	10	2	12	45	44	104
25. 8	6	7	10	11	9	25	5	10	9	3	1	8	12	18	40	10	2	12	47	47	104
26. 6	6	8	8	11	9	25	5	10	9	3	1	9	13	17	43	10	3	10	48	48	104
27. 4	6	8	8	11	9	24	5	10	9	3	1	9	13	17	44	10	3	10	48	48	104

4 印刷局(印刷庁)の機構の推移

戦後の印刷の仕事は、戦前とはいろいろの面で異なったものがあったが、本省や附属機関の機構が大きく変化したほどには、その機構の改廃はなかった。印刷局が、24年の大蔵省設置法で印刷庁となって、外局としての性格を明示す

ることになった際の改正が、最も目立った変更であった。

17年11月に、印刷局は内閣から大蔵省の所管に移された。その際の機構は官房の庶務課と、経理、労務、図書印刷、証券印刷、抄紙の6部、それと酒匂工場、臨時香港工場、研究所、青年修練所、病院という構成であったが、18年6月には静岡工場を加え、19年1月には西大寺工場を新設し、同じく滝野川工場、王子工場を分室から昇格し、同年中に彦根工場を新設した。そして20年1月には図書印刷部を大手町工場に証券印刷部を滝野川工場に吸収し、別に印刷部を設けたが、印刷部を5月に大手町工場に吸収した。同6月には武生の出張所を昇格して武生工場を新設した。終戦までのこの機構の推移は、占領地域の通貨（紙幣）供給を業務とした必然の姿であった。終戦時の機構は官房の庶務課と経理、労務、業務、抄紙の4部、それと大手町、滝野川、王子、酒匂、静岡、西大寺、彦根、武生の8工場、臨時香港工場、研究所、青年修練所、病院という構成であった。

この印刷局の機構は、分課についても、終戦に伴って改められるべきであったが、一般的な分課規程改正は21年3月に行われ、それまでは、業務部で業務、発行、官報の3課構成が、業務第一、業務第二、業務第三、官報の4課に改められたに止まった。21年3月の機構改正は、部については抄紙部が製紙部に改められたに止まり、各部の分課の改正が主であったから、この改正による新旧の構成を記すにあわせて、各部、各工場の分課を示そう。業務部は既述の4課が証券、図書、監理、官報の4課となり、抄紙部の企画、施設の2課が廃されて、製紙部の製造、紙料の2課が新設された。労務部の労務、福利の2課と経理部の会計、資材の2課とには変更がなかった。大手町工場は庶務、製造の2課が引き継がれ、滝野川工場は彫刻、材料、凸版印刷、凹版印刷、検査、庶務の6課に機械課が加えられ、王子工場は庶務、作業の2課が庶務、抄造、機械の3課に改められた。酒匂工場の庶務、抄造、印刷の3課、静岡工場の庶務、製造の2課、西大寺工場の庶務、抄紙の2課、彦根工場の庶務、製造の2課については変更がなく、武生工場の抄造課が抄紙課と改められ、庶務課とで

2課を構成した。各工場の分課は、それぞれの工場の作業の性格を示していた。この改正に際して、臨時香港工場は廃止された。なお21年9月には大手町工場は市ヶ谷工場と改称され、23年7月には印刷局病院規程が作られて、東京病院と酒匂病院の組織が明文化された。

24年6月の大蔵省設置法制定に際して、機構全般が整理圧縮されたが、印刷庁として発足するに際して、その機構も大きく改変した。内部部局は長官官房と業務、製造の2部となり、長官官房に総務、職員の2課、業務部に業務、官報、資材、みつまた、会計の5課、製造部に印刷、製紙、施設の3課を配した。労務部を長官官房に、経理部を業務部に吸収し、一方でみつまた対策を強化した。各工場は附属機関として、特に分課を明文化せず、滝野川工場と酒匂工場とには、工場長の外に次長各1人を置くことを定め、研究所に研究官3人内を置くことも定めた。工場は組織規程別表第10表で、滝野川、酒匂、静岡、彦根、市ヶ谷、王子、西大寺、武生の8工場が示され、別に出張所として岡山、出雲、松山、高知、池田の5出張所が定められた。

5 造幣局（造幣庁）の機構の推移

印刷局の作業量が、戦後も大きな変化がなく、むしろ増大気味であったのに対して、造幣局の作業量は、終戦近くに増大していたこともあって、戦後に急減したので、それが造幣局の機構整理の方向に結びついた。そして機構縮小のまま、講和を迎えることになった。

造幣局の機構は、昭和12年に改正された分課規程をもとに、戦時の貨幣需要の増大に対応して拡大したが、分課規程は部制を示すにとどまり、課の組織は造幣局長の決定事項であったから、分課規程によって分課を示すことはできない。しかし、20年2月に広島支局が開設された際に全面的な組織変更があったので、終戦時の機構を、この2月の体制によって示そう。

大阪の本局は総務、製造、試金の3部制をとり、総務部に総務、監理、経理、会計、臨時建設、工作、研究、保健の8課、製造部に鋳解、貨幣、彫刻、

第一勲章、第二勲章、第三勲章の6課、試金部に試験、製錬の2課を配する大きな機構であった。また東京支局に部制が布かれ、庶務、第一作業、第二作業の3部制となり、庶務部に総務、会計の2課、第一作業部に鎔解、勲章の2課、第二作業部に試験、製錬の2課が置かれ、それに病院が配された。広島支局にも同様の3部制が採用され、庶務部に総務、営繕工作、会計の3課、第一作業部に鎔解、製造の2課、第二作業部に試験、検査の2課が置かれた。出張所としては久留米のほか、陶貨製造のために瀬戸・京都・有田に3出張所が設置されており、四條畷にも勲章工場が作られていた。

終戦による諸計画の変更は、すべての部門での機構を縮小することに結びつき、それが21年2月の全般的な組織変更となったが、その前に東京支局では20年12月に鎔解課が廃止され、貨幣課が新設された。21年2月の改正をまず本局についてみれば、部は総務、作業の2部となり、別に研究室、病院が置かれ、総務部は総務、監理、会計、工作の4課、作業部は鎔解、貨幣、装金、試験、製錬の5課に圧縮整理された。東京、広島の両支局の部制を廃し、瀬戸、京都、有田の3出張所を閉鎖廃止し、四條畷工場を作業部に編入した。東京支局では勲章課を章牌課と改称し、広島支局は組織を総務、会計、貨幣、章牌、試験、製錬の6課と改めて、病院を置いた。久留米の出張所は熊本出張所に改称された。

21年2月の機構縮小の後、同年12月には本局で監理課を労務課に改め、業務課を置き、東京、広島両支局にも労務課を置いた。その後、22年4月に本局の研究室が研究部となって、試験課がそれに吸収され、研究部は冶金、化学、機械の3課とともに4課の構成となった。しかし、その後機構の再縮小がまず支局で行われ、22年9月には東京支局で労務課の業務が総務課に吸収され、業務課が新設され、章牌課が装金課と改称され、広島支局では労務、章牌、製錬の3課が廃止され、工作課が新設された。23年9月には本局の研究部は研究所となり、総務部の業務課、労務課が、資材課、職員課となり、作業部の冶金、化学、機械の3課が、第一、第二の2課に縮小された。24年6月には組織として

特に目立った改正は行われなかったが、大蔵省の組織全体での位置づけが行われたので、戦後の改正のまとめとして、造幣の組織を示そう。

24年6月の設置法で造幣局は造幣庁となり、内部部局に総務、作業の2部が置かれ、外に研究所、病院、支庁、出張所が置かれることになった。組織規程によって、総務部は総務、業務、会計、工作の4課、作業部はよう解、貨幣、装金、試験製錬の4課となり、東京支庁には総務、会計、貨幣、装金、試験製錬の6課、広島支庁には総務、会計、よう解、貨幣、試験の5課、熊本出張所には庶務、作業の2課が置かれることになった。なお、特別な職として研究所に研究官3人内が置かれることになった。

25年5月に東京支庁、広島支庁は東京造幣局、広島造幣局と改称された。

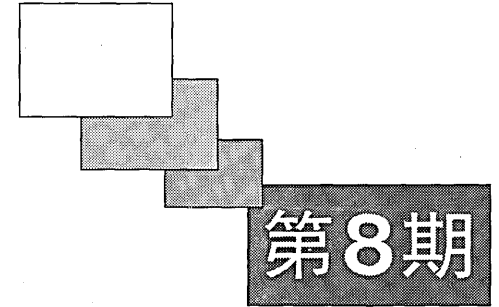
6 専売局の機構の推移

専売局の機構は、終戦を前に20年5月の改正で、長官官房と煙草、塩腦の2部に圧縮され、長官官房には総務、経理の2課、煙草部には第一、第二、第三、第四の4課、塩腦部には第一、第二、第三の3課が置かれた。地方専売局には配給、収納、製造、庶務の4部が置かれ、その下部機構として工場、支局、出張所、官吏派出所、葉煙草再乾燥場が置かれた。なお、本局に試験場、製作所、中央研究所、病院が置かれた。

この機構は戦後少しずつ変えられた。まず20年9月に塩腦部に第四課が置かれ、21年2月には煙草部に労務、労働条件、厚生等を扱う第五課が置かれた。そして地方専売局の4部は煙草、塩腦、製造、庶務に改められた。続いて21年12月には製造部が復活して、本局の煙草部は煙草、生産、管理の3課となり、製造部には作業、施設の2課が置かれた。さらに22年4月には経理部が復活して、同部に長官官房の経理課が吸収され、主計、会計、営繕の3課が置かれ、製造部に資材課が新設された。塩腦部の4課は需給、塩業、技術、しょう腦と名称を改めた。23年には、1月に煙草部に監視課が新設され、地方専売局の庶務部は経理部と改称、新たに監視部が加えられた。同4月には、煙草部の管理

課を長官官房に移した。

以上の戦後の機構の推移は、国内塩、葉たばこの確保と労務管理の強化とを示すものであり、その限りでは、戦後に作業量の減じた造幣局とは異なり、また、作業量の増加傾向にあった印刷局と、一面では共通の性格を示しつつ、他面ではその問題の特殊性を反映する機構拡充の過程を示すものであった。なお、24年6月に発足した日本専売公社の機構は、大蔵省の外局から新しい公社制度にかわったことに伴う改正点以外には、大きな変更はなかった。



自立経済の財政金融と大蔵省

(昭和27年～昭和38年)